

## 出席停止の対象となる感染症

下記の感染症は、園において流行を広げる可能性もあるため出席停止となります。  
下記の表には原則として出席停止期間が示されていますが、症状により停止期間が異なる場合があります。そのため、治療後は必ず医師の診断を受けて登園してください。

登園の際は、学校感染症に罹患したことが分かるもの（主治医による証明書または調剤説明書などの添付）して提出してください。

### 第2種 学校感染症

1	インフルエンザ A型 B型	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで (幼児にあつては3日を経過するまで)
2	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日経過するまで (幼児にあつては3日を経過するまで)
3	百日咳	特有の咳が消失するまで または 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹	発疹が消失するまで
7	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
9	結核	症状により主治医において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により主治医において感染のおそれがないと認めるまで

### 第3種 学校感染症

11	コレラ	症状により主治医において感染のおそれがないと認めるまで
12	細菌性赤痢	同上
13	腸管出血性大腸菌感染症	同上
14	腸チフス	同上
15	パラチフス	同上
16	流行性角結膜炎	同上
17	急性出血性結膜炎	同上

〔下記条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもの〕

18	溶連菌感染症	症状が改善し、全身状態がよくなるまで
19	手足口病	同上
20	伝染性紅斑 (りんご病)	同上
21	ウイルス性肝炎	同上
22	マイコプラズマ感染症	同上
23	流行性嘔吐下痢症	同上
24	ヘルパンギーナ	同上
25	RSウイルス	同上
26	その他の感染症 ( )	症状が改善し、全身症状がよくなるまで

(注) その他の感染症とは、突発性発疹、ヒトニューモウイルス感染症、感染性胃腸炎、咽頭結膜熱以外のアデノウイルス感染症、感染性結膜炎など医師の判断で出席停止を要する場合など

〔通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症〕

アタマジラミ、水いぼ (伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹

※投薬について (事故防止のため、ご協力をお願い)

当園では、園医の指導を受け、薬を飲ませたり、点眼や軟膏等の塗布をしたりはできません。